資料5

議題５　避難所開設要員や交通規制要員とする管理職職員に対する対応について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）管理職の職員を避難所の要員や交通規制要員としているか	（２）時間外手当等を支給しているか	（支給している場合） 手当の名称及び支給条件
名 古 屋 市	している	支給している	管理職員特別勤務手当 【支給要件】 ・臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ・災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外の時間に勤務した場合
豊　橋　市	していない	支給していない	※（１）要員としては指定していないが、業務都合等で管理職が対応することがある。その場合は管理職特別勤務手当のみ支給している。
岡　崎　市	している	支給していない	
一　宮　市	している	支給している	（名称）管理職特別勤務手当 （条件）週休日及び祝休日の勤務 祝休日を除く午前０時から午前５時までの正規の勤務時間以外の勤務
瀬　戸　市	していない	支給していない	
半　田　市	していない		
春 日 井 市	していない		
豊　川　市	していない		
津　島　市	していない		
碧　南　市	している	支給している	名称：管理職員特別勤務手当 条件：週休日等（２時間以上） 週休日等以外の深夜に勤務：午前０時～午前５時までの１時間以上勤務
刈　谷　市	していない		
豊　田　市	している	支給している	※避難所開設要員の管理職については、副主幹以下としている。 管理職特別勤務手当 週休日（土日）若しくは休日（祝日）または、平日の午前０時～５時までの間に２時間以上配備した場合
安　城　市	していない		
西　尾　市	していない		
蒲　郡　市	していない		
犬　山　市	していない		
常　滑　市	していない	支給していない	
江　南　市	している	支給していない	
小　牧　市	していない		
稲　沢　市	している	支給している	特殊勤務手当（危険手当）
新　城　市	している	支給している	管理職員特別勤務手当
東　海　市	していない		
大　府　市	していない		
知　多　市	している	支給している	管理職特別勤務手当 臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は祝日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 上記の他、週休日等以外の午前零時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給
知　立　市	していない	支給していない	
尾 張 旭 市	している	支給している	管理職特別勤務手当 ・臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日や年末年始の休日等に勤務した場合。 ・災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間で、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合。

議題５　避難所開設要員や交通規制要員とする管理職職員に対する対応について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）管理職の職員を避難所の要員や交通規制要員としているか	（２）時間外手当等を支給しているか	（支給している場合） 手当の名称及び支給条件
高　浜　市	している	支給している	週休日等や午前０時以降
岩　倉　市	していない	支給していない	
豊　明　市	していない		
日　進　市	していない		
田　原　市	していない		
愛　西　市	していない		
清　須　市	している	支給している	管理職員特別勤務手当
北名古屋市	していない		
弥　富　市	していない	支給している	管理職員特別勤務手当
みよし市	していない		
あ　ま　市	している	支給している	管理職特別勤務手当 あま市職員の給与に関する条例(第19条の2) の規定に基づく。
長久手市	していない		